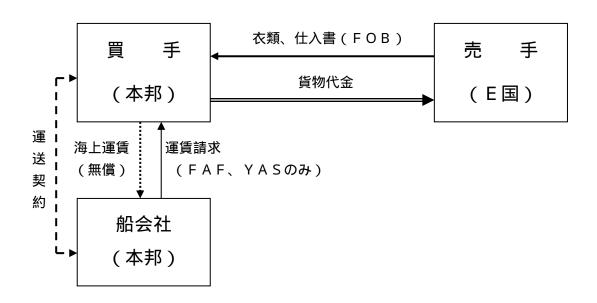
5. 輸入貨物に係る運賃が無償の場合の取扱い



【照会要旨】

当社(買手)は、売手からFOB条件で衣類を購入(輸入)します。

当社は、輸入貨物を本邦まで運送するための運送契約を船会社と締結しましたが、この運送契約では、船会社のサービスで海上運賃が無償となっており、当社は海上運賃を支払っていません。これは、船会社の営業戦略によるもので、当社が船会社に運送手配を行う際に、船会社との取決めでFAF及びYASの費用(注)は支払うが、海上運賃については無償とされたもので、ARRIVAL NOTICE上も海上運賃は 0 円と記載されています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、通常必要とされる輸入港までの運賃を、 現実支払価格に加算する必要がありますか。

(注) F A F (Fuel Adjustment Factor): 燃料油割増 Y A S (Yen Appreciation Surcharge): 円高サーチャージ

【回答要旨】

上記の取引においては、通常必要とされる輸入港までの運賃を、現実支払価格に加算する必要はありません。

(理由)

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、その運送契約に基づきその運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終的に支払われる費用をいいます。

貴社が今回輸入した貨物の海上運賃は、船会社の営業戦略により、船会社との取決め

で無償とされたものであり、運送人等に最終的に支払われる海上運賃は0円です。

したがって、通常必要とされる輸入港までの運賃を算出して、その運賃の額を現実支 払価格に加算する必要はありません。

なお、船会社に支払うFAF及びYASの費用は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃等」に該当しますので、現実支払価格に加算することとなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号 関税定率法基本通達4-8(3)イ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)